第4期第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画の概要

1 背景及び目的

(1)背景

- ○狩猟資源や生態系を構成する要素として重要な存在であるが、近年、農林業被害が増大
- ○捕獲や防護対策の強化により、農林業被害額は平成 22 年度をピークに減少傾向にあるが、依然として高い水準

(2)目的

イノシシによる被害の軽減及びイノシシ個体群の長期に わたる安定的な維持を図る。

2 管理すべき鳥獣の種類(特定鳥獣)

イノシシ

3 計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

4 管理を行う区域

山口県全域

5 管理の目標等

(1) 現状

- ○生息状況
- ・一部の島しょを除き、県内全域に生息
- ・環境省の調査においては、生息数は平成21年度をピークに減少傾向
- ○捕獲状況
- ・狩猟と有害鳥獣捕獲により捕獲
- ・捕獲頭数は増加傾向にあり、平成27年度は過去最高 (H25:15,251頭、H26:14,852頭、H27:20,023頭)

(2)被害状況及び被害防除対策

- ○農林業被害は水稲、野菜、果樹等を中心に平成 27 年度で 約 2.4 億円
- ○野生鳥獣全体に占めるイノシシの農林業被害額は4割強 であり、野生鳥獣の中で最も深刻な被害
- ○被害防除対策は、防護柵の設置を中心に実施

(3)管理の基本的な考え方及び目標等

○基本的な考え方

自然条件下において、農林業被害のない安定した状態へ の個体群の誘導・維持

○管理目標

本計画の終期における農林業被害額を「3億7千万円(※) の半分以下」とする。※平成22年度の被害額で過去最高

6 鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

○規制緩和による狩猟の強化、被害状況に応じた有害鳥獣 捕獲の実施

(2) 個体群管理の目標

○管理目標を達成するため、個体数を着実に減少させる必要があることから、捕獲目標を<u>年間 20,000 頭以上</u>とする。

(3) 個体群管理の方法

- ○狩猟の促進
- ・法定の狩猟期間を11月1日から3月31日まで延長
- ・くくりわなの輪の直径を 12 cmから 15 cmに緩和
- ・下関市、長門市の「くくりわな架設禁止区域」を「くくりわな架設制限区域」に変更し、イノシシ捕獲用の足くくりわなは特定猟具(銃器)使用禁止区域等での使用を可能とする規制緩和を実施

※架設制限区域:県の承認により架設が可能となる。

- ○有害鳥獣捕獲の促進や捕獲技術の研究・開発の推進
- ○狩猟免許試験 PR や研修の実施による狩猟者の確保・育成
- ○農林業者の狩猟免許取得など地域ぐるみの捕獲の推進

7 生息地の保護及び整備に関する事項

- ○鳥獣保護区等の指定による生息環境を保護
- ○人工林の間伐による下層植性の回復や広葉樹の植栽など による多様な森林づくりにより、生息環境を整備
- ○<u>人の生活空間とイノシシの生息場所の棲み分けができる</u> よう緩衝帯整備を行い、生息地を管理

8 その他管理のために必要な事項

(1)被害防除対策

適切な捕獲と合わせ、効果的な被害防除対策を推進する ため、農林業者への普及啓発等を実施

(2)調査研究

市町や関係団体、研究機関等との連携の下、捕獲実績や被害防除対策の効果検証等の調査研究

(3)計画の推進体制

- ○行政、関係団体、関係者等の管理に関する合意形成
- ○市町や山口県鳥獣被害防止対策協議会など関係機関との連携強化

(4)計画の進行管理

- ○被害・捕獲状況等を基にした計画の進行管理
- ○山口県イノシシ対策検討会や山口県自然環境保全審議 会鳥獣保護部会における計画の進捗状況の評価